3　不要発射の強度	1　原則として設備規則別表第３号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち９kHzから110GHzまで又は中心周波数の２倍の周波数のうちいずれか高い周波数までの周波数範囲で測定する。 2　無線設備の構成（ろ波器、増幅器、導波管その他の機器の使用の状況等）により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することが既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。 　また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかなときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。 3　原則として無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は30MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあっては、尖頭（せん）電力）を測定した値又はその値を設備規則別表第３号に定めるところにより搬送波電力若しくは平均電力と比較した差を不要発射の強度とする。ただし、次に規定する測定値を除く。 ⑴　通常の動作状態が無変調であるもの又は変調させた状態での測定が不可能なものについては、無変調状態において測定した値を測定値とする。 ⑵　マルチキャリア（１の送信設備で２以上の搬送波を同時に増幅する送信設備をいう。以下この⑵において同じ。）を使用する宇宙無線通信を行う地球局については、通常の変調状態での測定が困難な場合にあっては、不要発射の平均電力を測定した値又は当該値と設備規則別表第３号に定めるところにより平均電力の値を比較した差を測定値とする。ただし、マルチキャリアの通常の変調状態を次のとおり模擬するものとする。 ア　マルチキャリアの通常の変調状態を１波で模擬する場合にあっては、周波数については必要周波数帯幅の中心にできる限り近い割当周波数とし、周波数帯域幅についてはマルチキャリア運用時に同時送出する複数変調波の占有周波数帯幅の総和とし、送信電力についてはマルチキャリア運用時に同時送出する複数変調波の出力の総和とする。 イ　アで模擬することが困難な場合であって、マルチキャリアの通常の変調状態を２波で模擬するときは、その２波を必要周波数帯幅内の最も低い割当周波数と最も高い割当周波数の電波を使用するものとし、それぞれの割当周波数における占有周波数帯幅及び送信電力については、次のとおりとする。 ㋐　占有周波数帯幅については指定されている占有周波数帯幅のうち最小となる占有周波数帯幅（無変調となる場合を含む。）とし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力（同時に運用できる複数波の最大出力のことをいう。以下同じ。）の２分の１となる値を送信電力とする。 ㋑　㋐によることが困難な場合は、占有周波数帯幅についてはマルチキャリアの通常の変調状態を模擬する２波の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運用時の総電力の２分の１となる値を送信電力とする。 ㋒　㋐及び㋑によることが困難な場合は、占有周波数帯幅についてはマルチキャリアの通常の変調状態を模擬する２波の割当周波数において指定されている占有周波数帯幅のうちそれぞれ最小となるものとし、送信電力についてはマルチキャリア運	許容値を超えるときは、「不可」とする。		